

高額療養費が支給される場合の手続きについて

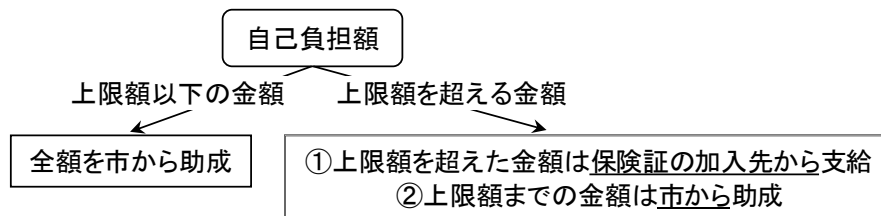


保険証の制度とこども医療の関係について

- ・ 保険証を提示して受診すると、医療費総額の2割(小学生以上は3割)が自己負担額になります。
- ・ 郡山市に住所があるこどもについては、自己負担額をこども医療費として市から助成します。
- ・ ただし、自己負担額が上限額(自己負担限度額と言います)を超えた場合、超えた金額は「高額療養費」として保険証の加入先※から支給されます。 ※協会けんぽ、健康保険組合、共済、等。
- ・ こども医療費では、保険証の加入先からの支給額を差し引いた金額を助成します。
- ・ 保険証の加入先からの支給額と市の助成額で医療費は実質無料になりますが、保険証の加入先に請求が必要な場合があります。

※こども医療費の助成対象は保険診療分及び食事代のみです。保険対象外の場合は助成できません。

《自己負担額による支給方法の違い》



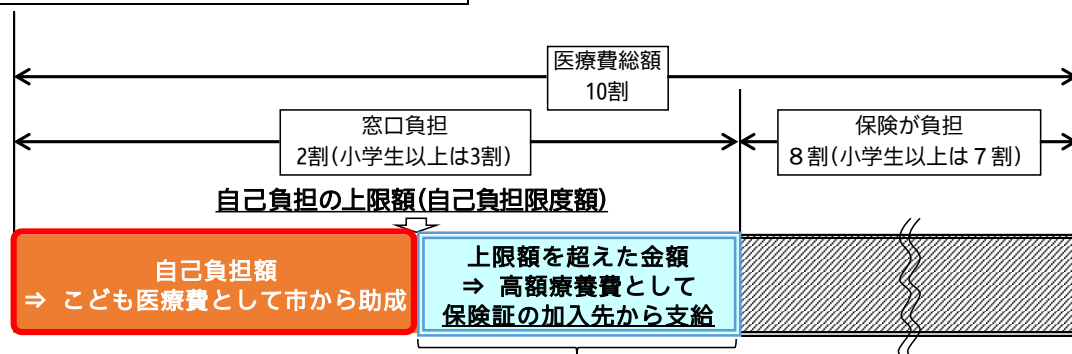
自己負担限度額について

※自己負担の上限額を自己負担限度額と言います。

所得区分	自己負担限度額 (世帯ごと)	多数該当の自己負担限度額
ア 受診月の報酬月額 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ 受診月の報酬月額 53万円以上83万円未満	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ 受診月の報酬月額 28万円以上53万円未満	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ 受診月の報酬月額 28万円未満	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税	35,400円	24,600円

※市は所得区分、自己負担限度額を把握していないため、保険証の加入先への問い合わせが必要な場合があります。

高額療養費が支給される場合の支給内訳



- ・ 一旦支払い、保険証の加入先に請求が必要
- ・ 限度額認定証を使えば支払い不要

高額療養費が支給される場合のお手続き

1. 高額療養費の請求をする 【申請先：保険証の加入先】

高額療養費は保険証の加入先への請求が必要です。保険によっては請求しなくても支給される場合もありますが、請求の要否はお勤め先や保険証の加入先にお問い合わせください。

2. 高額療養費支給決定通知書が届く

申請の約3ヵ月後に支給額が記載されたはがきや書面(支給決定通知書等)が発行されます。

3. こども医療費助成申請書を提出する 【申請先：こども家庭支援課給付係、行政センター、連絡所】

《こども医療費の申請時に必要なもの》

- ・ こども医療費助成申請書 ※市内の医療機関の場合、医療機関の証明が必要です。
- ・ 高額療養費の金額が確認できるもの(支給決定通知書等)
- ・ こどもの保険証 ・ こども医療受給資格者証 ・ 印鑑(スタンプ印を除く)

助成手続きをスムーズにするために～限度額認定証のご案内～

21,000円以上の医療費がかかることがわかった場合、「限度額認定証」の利用をお勧めいたします。

医療機関での支払いの際に利用すると、自己負担限度額までの支払いだけで済み、一時的な負担を軽減できます。また、高額療養費の請求手続きが不要となり、こども医療費助成までの期間を短縮できます。

交付手続きについてはお勤め先や保険証の加入先にお問い合わせください。

※ただし、合算高額療養費(下記参照)に該当する場合は請求が必要となります。

高額療養費に関する保険の制度

○付加給付制度

保険証の加入先によっては自己負担を軽減する独自制度として「付加給付」制度を設けている場合があります。付加給付制度がある場合、付加給付金額を差し引いてこども医療費を助成します。

○合算高額療養費

同じ月に複数の医療機関で受診した場合や、同じ保険証の加入者が複数人受診した場合、自己負担額を合計して高額療養費が計算されます。対象となるのは21,000円を超えた医療費です。

○多数該当

直近1年間に3回(3ヶ月)上限額を超える支払いがあった場合、4回目から上限額が引き下がります。

住民税非課税の方の場合

・ 保険証の加入先では住民税の課税状況がわからないため、高額療養費の請求時に課税証明書の提出が必要です。受診月によって必要な証明書の年度が異なりますのでご注意ください。

◇受診月が4月～7月：前年度の課税証明書 (例)令和2年7月受診⇒平成31年度の証明書

◆受診月が8月～3月：現年度の課税証明書 (例)令和2年8月受診⇒令和2年度の証明書

・ 課税証明書を提出しないと高額療養費が正しく支給されません。必ずお手続きをお願いいたします。

【問合せ先】〒963-8025 郡山市桑野一丁目2-3

こども家庭支援課給付係 Tel.024-924-2411